

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対して、令和3年7月16日付けの保護決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により行った保護停止決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

私は一般人と違い、身体が病弱なため、「公営賭博」を身の丈に合わせた投資による極小規模な「事業」として行っている。当該公営賭博の購入金額は必要経費として全て算出すべきである。購入費用が必要経費として全て認められないというのは不当である。

何度も繰り返して「指導指示書」と称して勝手に送り付け、生活保護を切ったり止めたりしている。これは国家権力を利用した暴力行為ではないのか？ これは明らかに法27条2項及び3項に違反している。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 9 月 6 日	諮問
令和 4 年 9 月 30 日	審議（第 70 回第 2 部会）
令和 4 年 10 月 28 日	審議（第 71 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 10 が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世

帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとしていることからすると、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 保護の停止

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなるときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 届出義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 指導・指示

法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11・2・(1)は、保護受給中の者については、随時、助言、指導を行うほか、特に必要に応じて法27条による指導指示を行う場合の1つとして、次官通知第8・1による収入に関する申告及び局長通知第3に関する資産による申告を行わない場合(局長通知第11・2・(1)・キ)を挙げる。

(5) 指導・指示に従わない場合の取扱基準

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第11・1は、被保護者が書面による法27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示している。被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と

認められるときは、法 6 2 条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法 2 7 条により書面による指導指示を行うこととしている。この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によるとしている。

ア 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

イ アによることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法 6 2 条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

ウ イの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(ア) 最近 1 年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(イ) 法 7 8 条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(ウ) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(6) 保護の停止等に対する弁明の機会

法 6 2 条 1 項は、被保護者は、保護の実施機関が、法 2 7 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとしている。

同条 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が同条 1 項の規定に

よる義務に違反したときは、保護の変更停止又は廃止をすることができるとしている。

同条4項は、保護の実施機関は、同条2項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとし、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないとする。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、処分庁における保護を再開するに当たり、担当職員から、法61条に基づく届出義務について記した本件説明書によって、収入申告の義務について説明を受け、当該説明を理解したとして署名をした。
- (2) 処分庁は、請求人に対して、平成30年12月から令和2年10月までに受給した生活保護費が不実の申請による不正受給と認定され、法78条に基づく返還を求めていることから、今後の保護受給中に虚偽・不実の申請は繰り返さないように文書により指示した（本件指示1）。
- (3) 請求人は、担当職員からの指導・指示にもかかわらず、ギャンブル収入についての収入申告を適切に行わず、また、当該収入申告期限も守らなかった。
- (4) 処分庁は、本件指示1が適切に履行されていないと判断し、再度、ギャンブル収入に利用している口座の入出金情報を添付した上で収入申告するように文書により指示した（本件指示2）。
- (5) 処分庁は、請求人の保護を停止する予定であるため、請求人に対して弁明の機会を設けたが、請求人からは、本件指示2を履行していないことについての合理的な説明・主張はなかった。

収入に関する申告を行わない場合、保護の実施機関によって指導指示を行うとされ（1・(4)）、当該指導指示の内容が軽微でない場合は保護を停止することとされ（同・(5)・ア及びイ）、保護の停止

をする場合、被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとされているところ（同・(6)）、処分庁は、請求人に対して、虚偽・不実の申請を繰り返さないこと（本件指示1）及びギャンブル収入を適切に申告すること（本件指示2）を指示してきたが、請求人が、それらを適切に履行しなかったことから、処分庁は、請求人に弁明の機会を付与した上で、請求人の保護を停止したものと認められる。

そうすると、請求人の保護を停止するに当たっての、処分庁による手続・判断は、上記1の法令等の定めに基づき適切に行われているから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、本件処分が法令等の規定に基づき適法になされた処分であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来